

5 年 保 存

機 密 性 1

令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで
--

基 発 1127 第 1 号
雇 均 発 1127 第 1 号
令 和 6 年 11 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

令和 6 年度における地方版政労使会議等の議事等について

令和 6 年度における労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 10 条の 3 に基づく協議会及び各都道府県における地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議（以下「地方版政労使会議等」という。）の開催については、令和 6 年 8 月 8 日付け基発 0808 第 1 号・雇均発 0808 第 2 号「令和 6 年度における地方版政労使会議等の開催について」により指示したところであるが、地方版政労使会議等が賃上げへの取組を始めとした地域における重要な課題についての意見を交換する場であることを踏まえ、その議事等については、下記のとおりとするので、引き続き、本年度における地方版政労使会議等の実効ある開催に向けて、都道府県や労使団体等を始めとした構成員と協議するようお願いする。

なお、職業安定局及び人材開発統括官とは協議済みであり、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会に、本通達の内容を説明していることを申し添える。

記

1 議事

(1) 都道府県労働局の説明内容

主たるテーマ「賃金引上げ」に向けた取組（以下「主たるテーマ」という。）について、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）における柱の 1 つ「賃上げ環境の整備」に挙げられている、中小企業の業務改善等に対する支援、価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進や、非正規雇用労働者の処遇改善の支援等の施策を中心に説明すること。

(2) 構成員からの説明内容

主たるテーマに関連した独自の取組を行っている又は今後行う予定がある場合、それらの説明を行ってもらうよう都道府県を始めとした構成員（経済産業局を除く。）に働きかけること。

(3) 経済産業局からの説明内容

経済産業局から取引適正化に関する好事例等を説明することを予定していること。

(4) 公正取引委員会からの説明内容等

公正取引委員会から「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日公表）に係る取組等について説明することを予定していること。このため、オブザーバーである公正取引委員会の説明に必要な時間を確保するよう構成員と調整すること。

(5) 構成員による意見交換

賃金引上げに向けた機運の醸成の観点から、以下を構成員と調整すること。

ア 上記(1)から(4)の説明後、構成員による十分な意見交換の時間を確保すること。

意見交換においては、地域における賃金引上げに向けた取組に係る意義や重要性、実態のほか、隘路等の課題（価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保や人材確保等）及び課題解消のための方策等について、構成員等で認識を共有することが重要であること。

イ 構成員同士が意見交換を行いやすい環境を整えること。例えば、会議を2部構成として主たるテーマに関係が深い構成員のみが出席する時間を確保することや事前に当日の資料を構成員の間で共有することにより会議当日の説明時間の短縮や意見をあらかじめ検討する時間を確保すること等が考えられること。

2 用いる資料等

主たるテーマに関する都道府県労働局（以下「局」という。）の提出資料は、本省より別途提供するものを必ず用いること。

なお、主たるテーマに関して局独自で実施した取組等に係る資料を追加しても差し支えないこと。

3 経済産業局及び局内の連携

地方版政労使会議等の円滑な開催のため、経済産業局とも連携を図ること。

また、地方版政労使会議等の開催に係る局の窓口は雇用環境・均等部（室）が中心となるが、主たるテーマに関しては、総務部、労働基準部、職業安定部及び需給調整事業部とも十分連携の上で対応すること。